（登録局の開設区域）

第十八条　法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

［一　略］

二　四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

三　五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

［2　略］

［**第四十二条**　略］

第四十二条の二　法第七十六条の二の二の総務省令で定める場合は、五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局が増加することにより人工衛星局の運用に影響を与えるおそれがあると認められ、かつ、総務大臣が別に告示する条件に適合する場合とする。

第四十二条の三　［略］

第四十二条の四　［略］

（登録局の開設区域）

第十八条　［同上］

［一　同上］

二　四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

［新設］

［2　同上］

［**第四十二条**　同上］

［新設］

第四十二条の二　［同上］

第四十二条の三　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
［第一節～第四節の十六　略］	［第一節～第四節の十六　同上］
第四節の十七　小電力データ通信システムの無線局の無線設備（第四十九条の二十）	第四節の十七　小電力データ通信システムの無線局の無線設備（第四十九条の二十）
第四節の十七の二　五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備（第四十九条の二十の二）	
［第四節の十八～第九節　略］	［第四節の十八～第九節　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
附則	附則
（混信防止機能）	（混信防止機能）
第九条の四　法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。	**第九条の四**　［同上］
一　コードレス電話の親機については、総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第八条第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。以下第四十九条の八の二から第四十九条の八の二の三まで及び第四十九条の二十の二において同じ。）を自動的に受信する機能	一　コードレス電話の親機については、総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第八条第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。以下第四十九条の八の二から第四十九条の八の二の三までにおいて同じ。）を自動的に受信する機能